第五十条の二の十二の見出し中「農地中間管理権」を「農地中間管理権等」に改め、同条中「第八十八条第十五項第二号（」の下に「法第九十六条の四第一項において準用する場合及び」を加え、同条を第五十条の二の十三とし、第五十条の二の十一の次に次の一条を加える。

第五十条の二の十二　法第八十七条の五第一項第二号（法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　復旧事業とこれに附帯して施行することを相当とする法第八十七条の五第一項第二号に規定する土地改良事業とを一体とした事業（次号において単に「事業」という。）の施行に係る土地改良施設について、次に掲げる変更を要することとならないこと。

イ　当該土地改良施設に係る受益地の変更

ロ　当該土地改良施設の管理方法その他の事項につき農林水産省令で定める重要な部分の変更

二　当該事業の施行に係る地域内にある土地について法第三条に規定する資格を有する者が次に掲げる費用について負担することとなる金額が、当該者が当該土地改良施設の管理に現に要する費用及び当該事業を行わないものとすれば当該土地改良施設の管理に要することとなる費用について負担する金額を考慮して、相当と認められること。

イ　当該事業に要する費用

ロ　当該事業の施行後の当該土地改良施設の管理に要する費用

第五十二条第一項第一号中「の事業及び法第八十七条の四第一項又は」を「又は第三号の事業、法第八十七条の四第一項の規定により国が行う事業及び法」に改め、「行う事業」の下に「（同項第一号に掲げる復旧事業のうち土地改良施設の突発事故被害（法第二条第二項第五号に規定する突発事故被害をいう。以下同じ。）の復旧又は法第八十七条の五第一項第二号に掲げる土地改良事業（当該土地改良事業が災害復旧に係るものである場合にあつては、復旧事業に係る部分を除く。）に限る。）」を加える。

第五十二条の二第四項中「災害復旧又は突発事故被害の復旧」を「行う同項各号に掲げる土地改良事業」に、「災害復旧等」を「復旧事業等」に改める。

第五十三条第二項中「災害復旧等」を「復旧事業等」に改める。

第七十二条の三に次の一条を加える。

（市町村が行う農地中間管理機構が農地中間管理権等を有する農用地を対象とする申請によらない土地改良事業の要件）

第七十二条の三の二　法第九十六条の四第一項において準用する法第八十七条の三第一項第二号の政令で定める面積は、おおむね五ヘクタールとする。

第七十五条を次のように改める。

第七十五条　削除

第七十六条中「第百二十五条の二ただし書」を「第百二十五条ただし書」に改める。

第七十八条第一項第六号の四中「土地改良事業（除塩事業及び」を「同項第一号に掲げる復旧事業（除塩事業又は」に改め、「限る。）」の下に「又は同項第二号に掲げる土地改良事業（当該土地改良事業が災害復旧に係るものである場合にあつては、復旧事業に係る部分を除く。）」を加え、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　市町村が行う土地改良事業（法第九十六条の四第一項において準用する法第八十七条の三第一項の規定により行うものに限る。）にあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から百分の五十を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

第七十八条第一項第十三号中「第八十七条の五第一項の規定又は法第四十九条第一項の規定により行う除塩事業及び」を「第八十七条の五第一項第一号若しくは法第四十九条第一項第一号に掲げる復旧事業（除塩事業又は」に改め、「限る。）」の下に「又は法第九十六条の四第一項において準用する法第八十七条の五第一項第二号若しくは法第四十九条第一項第二号に掲げる土地改良事業（当該土地改良事業が災害復旧に係るものである場合にあつては、復旧事業に係る部分を除く。）に限る。）」を加え、同条第二項の表沖縄県の項中「前項第九号」を「前項第十一号の二」に、「別表第十一」を「別表第十一の二」に改め、同表奄美群島の項中「前項第六号」を「前項第六号の二」に、「別表第五」を「別表第五の二」に、「百分の六十」を「百分の七十五」に改め、同表離島の項中「前項第六号の二」を「前項第六号の三」に、「別表第五」を「別表第五の二」に、「百分の五十」を「百分の六十」に改め、同条第三項中「別表第十二の二」を「別表第十二の三」に、「前項第九号」を「前項第十一号」に、「別表第十四」を「別表第十五」に、「前項第十一号の二」を「前項第十二号」に、「百分の五十五」を「百分の六十五」に、「前項第六号の二」を「前項第十一号の二」に、「別表第三の二」を「別表第三の三」に、「百分の五十」を「百分の六十」に改め、同条第五項中「及び第八号の四」を「、第八号の四及び第十一号の二」に改める。

第八十条中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

附則第六条第二項の表中「及び第八号の四」を「、第八号の四及び第十一号の二」に改める。

別表第三の一の項の中欄㈢の次に次のように加える。

㈣　法第八十七条の二第一項第三号に掲げる事業に要する事業費

別表第三の二の項の㈠中「変更」の下に「又は法第八十七条の四第一項第二号に規定する代替農業用用排水施設（以下「代替農業用用排水施設」という。）の新設」を加え、同項の㈡中「変更」の下に「又は代替農業用用排水施設の新設」を加える。

別表第三の三の項を次のように改める。

二	百分の五十五
㈠　土地改良施設の突発事故被害の復旧であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものに要する事業費 ㈡　土地改良施設の災害復旧に附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更であつて、農林水産大臣が受益地の地積等を勘案して定める基準に該当するものに要する事業費（この項の㈢から㈤までに掲げるものを除く。） ㈢　土地改良施設の災害復旧に附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものに要する事業費 ㈣　土地改良施設の災害復旧に附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更であつて、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和二年法律第五十六号）第四条第一項の規定により指定された防災重点農業用ため池（農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。）の補強に要する事業費 ㈤　土地改良施設の災害復旧に附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更であつて、シラスで覆われている地域において行うものに要する事業費	